

平成 24 年度
国の施策等に関する
提案・要望書
(最重点項目)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	伊	藤	美	都
鳥	取	県	市	長	竹	内		功
鳥	取	県	市	議	中	西	照	典
鳥	取	県	町	村	石			操
鳥	取	県	町	村	西	川	憲	雄

＜最重点要望項目＞

(ページ)

1	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について【企画部】	1
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	2
3	社会保障と税の一体改革について【総務部・福祉保健部】	4
4	原子力発電所における安全対策の強化について【危機管理局】	7
5	日本海西部海域における地形・活断層調査について【危機管理局】	8
6	東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な地方財政措置について【総務部】	9
7	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて【企画部】	10
8	県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	11
9	「境港」の日本海側拠点港選定と整備促進並びに「鳥取港」の整備促進について【県土整備部】	17
10	再生可能エネルギーの導入促進について【生活環境部】	23
11	地球温暖化対策の充実強化について【生活環境部】	24
12	電気自動車の普及拡大の推進について【生活環境部】	25
13	小水力発電施設の導入促進と規制等の緩和について【農林水産部】	26
14	日本製品への風評被害対策及び輸出環境の整備について【商工労働部】	27
15	県産農水産物を含む日本産食品の輸出手続の簡素化に関する各国への働きかけ等について【農林水産部】	28
16	生食用食肉の衛生基準等の法制化について【生活環境部】	29
17	黄砂問題に対する取組の推進について【生活環境部】	30
18	地域活性化総合特区への指定について【商工労働部】	31
19	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	32
20	ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の基金の積み増し・事業期間の延長について【商工労働部】	33
21	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和について【商工労働部】	34
22	農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】	35
23	新規就農者対策の充実強化について【農林水産部】	36
24	沖合底びき網漁業の構造改革施策の充実について【農林水産部】	37
25	斐伊川水系中海の水質改善について【生活環境部】	38
26	斐伊川水系中海の護岸整備の推進について【県土整備部】	39
27	国営中海土地改良事業の完了に向けた対応について【農林水産部】	40
28	岡山大学病院三朝医療センターの存続について【福祉保健部】	41
29	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について【総務部】	42
30	2012年(第13回)国際マンガサミット開催に向けた支援について【文化観光局】	43
31	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について【文化観光局】	44
32	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について【文化観光局】	45

33	学校施設の耐震化の促進について【教育委員会】	46
34	少人数学級の制度化について【教育委員会】	47
35	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】	48
36	航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更について 【企画部】	49
37	国内地方航空路線の拡充について【企画部】	50
38	国際地方航空路線の拡充に伴うC I Q体制の確保について【企画部】	51
39	水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設及び補助基準の緩和について 【鳥取県市長会】	52

1 地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について

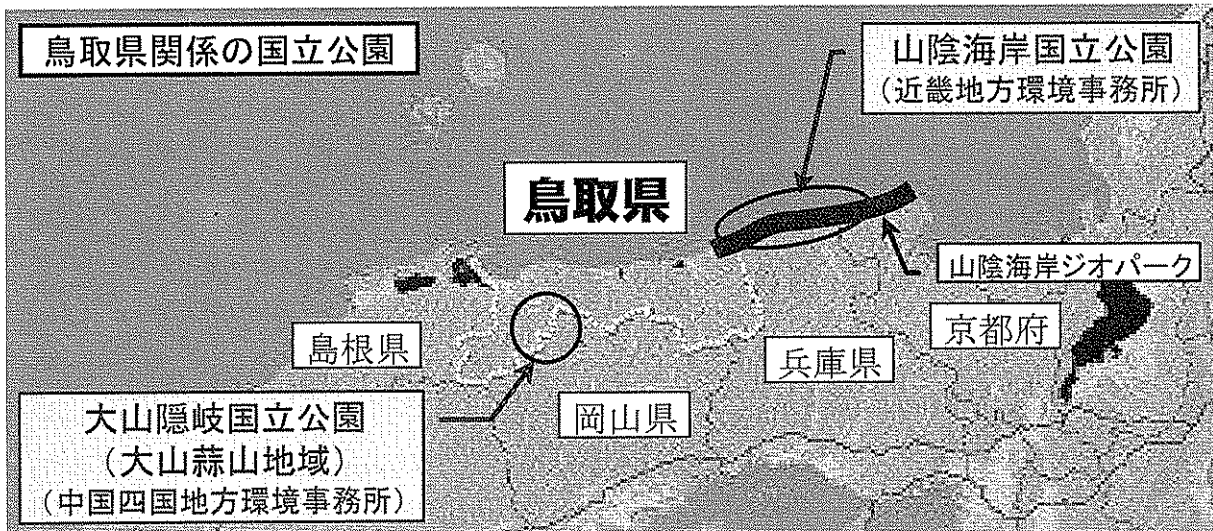
《提案・要望の内容》

第1次一括法をはじめとする地域主権関連三法は成立したものの、全体として停滞している地域主権・地方分権改革について、昨年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。

- 第2次一括法を早急に成立させ、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。
- 国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現することができるよう、国の関与を最小限にするよう見直すこと。
 - ・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ移譲すること。
 - ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。
- 全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に実現すること。
- 「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。
 - ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。
- 国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。
 - ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。
- 上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。

<参考>

地方環境事務所が所管する国立公園の管理事務・権限などは、地方へ移譲すべき。



2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

《提案・要望の内容》

○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。

※今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。

※なお、6月30日に社会保障・税一体改革成案が決定されたが、地方側にとっては、目に見える具体的な前進はいまだない。今後、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会等により国と地方が協議を重ね、地方の役割を十分に踏まえた税制改正を行うこと。

○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

※財政運営戦略（策定済）の実行にあたって、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率引上等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を復元すること。

※地方交付税総額に特例を設け、大震災支援に関する経費を特別交付税に上乘せする等、地方の一般財源に係る確実な財政措置を講ずるほか、実質的に新たな地方負担が生じない仕組みを整えること。

○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

※地方財政計画に占める臨時財政対策債の割合

*平成22年度 31.3% *平成23年度 26.4% *平成24年度 全額交付税措置へ移行

○地方環境税（仮称）等を創設すること。

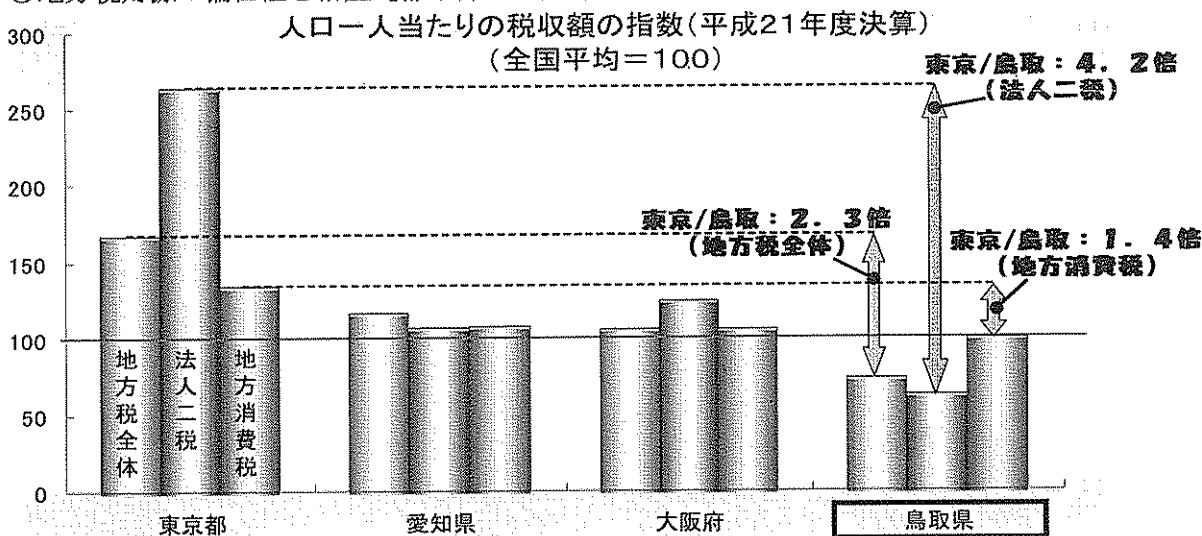
※地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割やCO₂排出削減の観点等を踏まえ、地方環境税（仮称）や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税を創設し、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。

○子ども手当を全額国庫負担すること。

※平成24年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。

<参考>

○地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]



※地方税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの。

※人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

○三位一体改革の影響

<例>鳥取県の場合 H15年度(決算額) ⇒ H23年度(6月補正後予算額)

【三位一体改革の影響額】 212億円の実質的な減額 (参考: H23.6月補正後予算3,334億円)

【地方交付税等の削減額】 ▲143億円 (地方交付税+臨時財政対策債等の削減額)

【税源移譲による影響額】 ▲69億円 (国庫補助金126億円のうち、県税への移譲額57億円)

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

≪都道府県ごとの一人当たり税収の最大/最小 (平成21年度) ≫

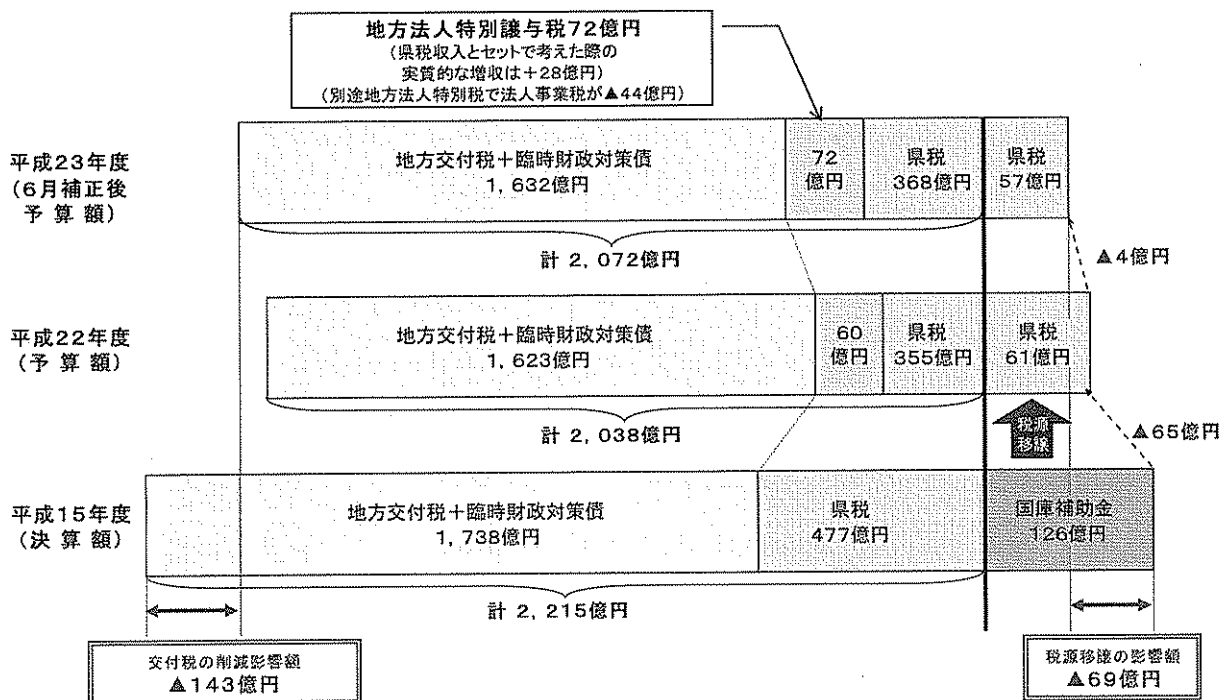
地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.7倍	(東京都:鳥取県=2.3倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 6.1倍	(東京都:鳥取県=4.2倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 1.7倍	(東京都:鳥取県=1.4倍)

○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

≪例≫ 鳥取県の場合 (平成15年度 ⇒ 平成23年度 ▲212億円)

(参考: H23. 6月補正後予算3,334億円)

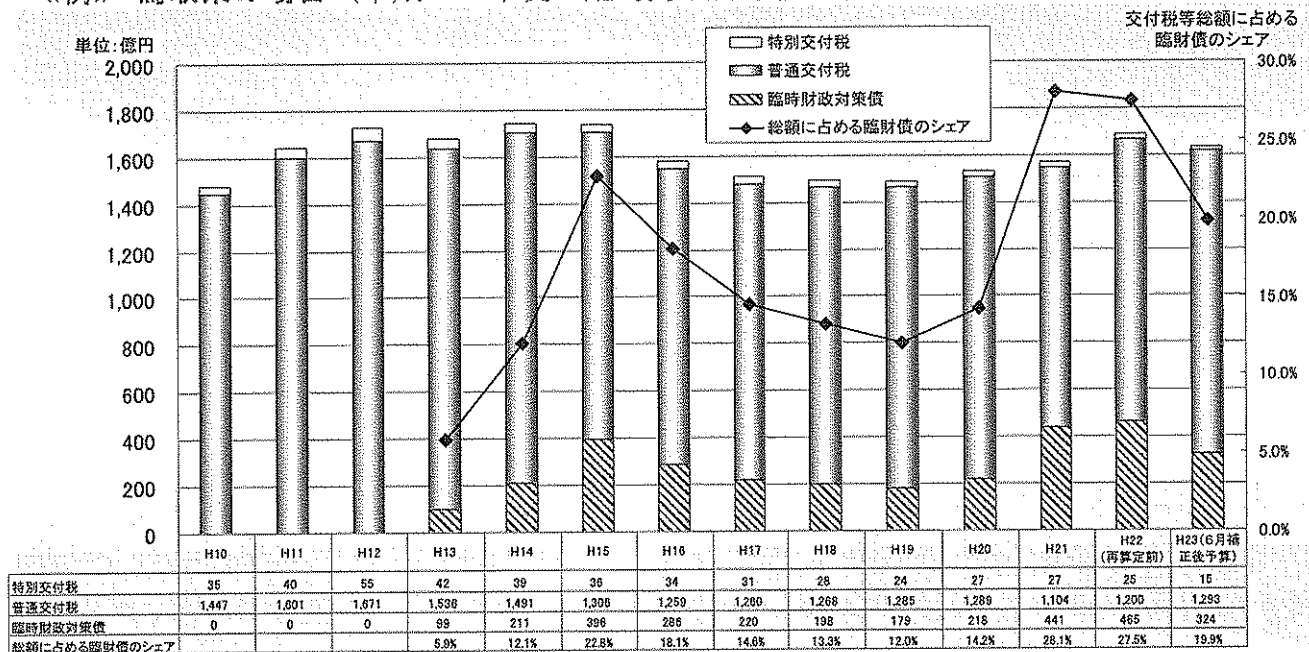
交付税の削減影響額と税源移譲の影響額 (▲212億円)



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立 [脱！臨時財政対策債]

≪例≫ 鳥取県の場合 (平成22年度 臨時財政対策債が約3割に膨張) ※H23は6月補正後予算額



3 社会保障と税の一体改革について

《提案・要望の内容》

＜社会保障・税一体改革成案に対する今後の方向性と進め方について＞

- 決定された成案は、地方にとって目に見える具体的な前進はいまだないことから、国と地方の議論を速やかに開始し、地方の意見や国民的な議論を踏まえた一体改革を実現すべきであること。

※成案の議論のスタートとして、社会保障制度や税制度の具体的な制度設計について検討を行うにあたっては、地方の意見を的確に反映し、運営実態を踏まえた効果的な制度となるよう、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく分科会等を設置し、国と地方が実効性ある議論を行うとともに、国民的な議論も行いながら、地方の意見を十分に踏まえた税制改正等の一体改革を実現すべきであること。

- 社会保障の財源確保にあたっては、社会保障四経費に限定することなく、社会保障全体を見据えた国と地方の制度全体のあり方と安定財源確保に向けた議論を行うべきであること。

※社会保障財源確保にあたっては、社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定した議論とするのではなく、障がい福祉サービスや地方単独事業も含めて、持続可能な社会保障制度が構築されるよう、国、地方を通じた制度全体のあり方とその安定財源確保に向けた議論をすべきであること。

- 具体的な財源を検討する際は、消費税だけの議論にとどまらず、財源保障機能のある地方交付税も含めて、全体として社会保障に対する地方税財源を確保すべきであること。

※社会保障の財源を具体的に検討する際は、社会保障制度全般を支える地方の役割を十分に踏まえた税制改正を行うとともに、消費税だけの議論にとどまらず、消費税とセットで財源保障機能のある地方交付税も含めて、全体として社会保障に対する地方税財源を確保すべきであること。

＜社会保障制度改革の方向性について＞

- 子ども・子育て支援においては、全国一律の現金給付は国が責任を持って財源を負担し、現物給付は、地方の実情に応じた施策を可能とすること。

※充実した保育環境を整備するため、保育所における保育士の配置基準を改善し、十分な財源措置を講じること。また、現在検討中の「こども園」に対する財源フレームを明らかにするとともに十分な財源措置を講じること。
※支援が必要なひとり親や児童への処遇を充実するため、児童養護施設等の職員配置基準を手厚くするとともに必要な財源措置を講じること。

- 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定にあたっては、障害保健福祉施策の実施に要する財源の安定的な確保を図ること。

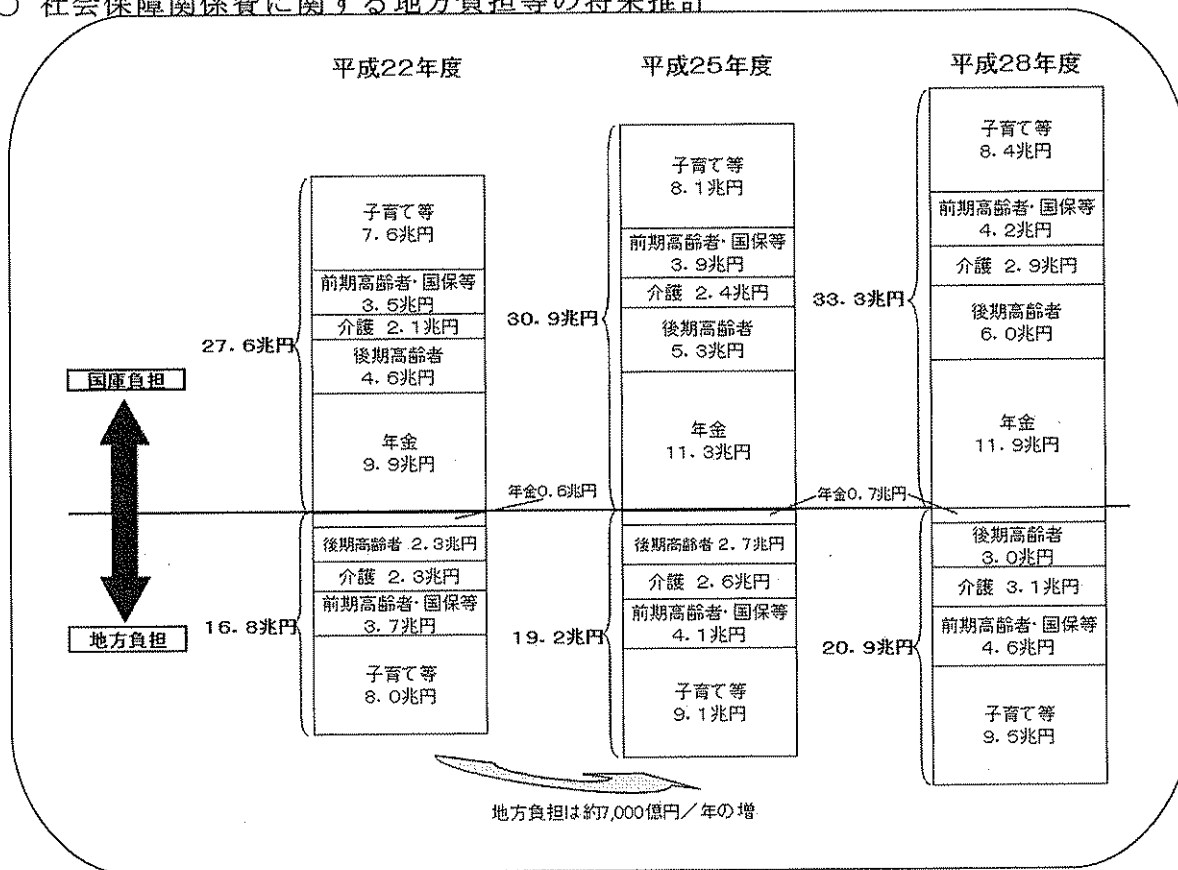
※障害福祉サービスの義務的経費に係る国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認めて実際に支弁した総費用額に対する国庫負担とすること。
※地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保するなど、障害保健福祉の実施に要する財源の安定的な確保を実現すること。

- 国民健康保険、介護保険が持続可能な制度となるよう、抜本的な見直しを行うとともに、十分な財源措置を講じること。

※国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が持続可能な制度となるよう、地方の実情に応じ、加入対象者の見直しや低所得者・無職者への保険料減免・軽減制度及び一部負担金減免制度の充実、中間所得者層の保険料上昇の抑制などの基盤強化策を講じること。
※鳥取県は、年金受給者一人あたりの平均年金額が全国平均より低い。一方、高齢化も進んでおり、介護保険料は全国平均よりも高く、高齢者の介護保険料負担感が非常に高くなっている。このため、第一号被保険者のうち一定の所得以下の者の保険料に公費を投入するなど高齢の低所得者対策を充実すること。

<参考>

○ 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計



○ 主な社会保障制度の財源負担

	国	県	市町村	その他 (保険料等)
国民健康保険制度	43%	7%	—	50%
後期高齢者医療制度	33.3%	8.3%	8.3%	50%
介護保険制度 (施設等)	20%	17.5%	12.5%	50%
介護保険制度 (在宅)	25%	12.5%	12.5%	50%
障害者自立支援	50%	25%	25%	—
生活保護	75%	—	25%	—
児童扶養手当	1/3	—	2/3	—
保育所運営費 (私立分)	50%	25%	25%	—
保育所運営費 (公立分)	—	—	100%	—
予防接種 (定期)、乳幼児医療費助成等	—	—	100%	—

○ 社会保障と税の一体改革の検討体制等

- ・ 一体改革にかかる検討体制の中で、集中検討会議の委員に地方自治体の代表が選任されておらず、地方の意見を聴取する場も設けられていなかったが、6月13日に国と地方の協議の場が一度だけ開催され、地方六団体が参加のうえ、国に対して意見表明等を行った。

[検討体制]

組 織	設置時期	役 割
社会保障改革検討本部 (政府・与党)	H22. 10	政府・与党が一体となって最終的な改革案を決定
社会保障と税の抜本改革調査会 (民主党)	H22. 10	民主党で改革案を検討のうえ、政府に提案
社会保障改革に関する有識者検討会	H22. 11	経済界、労働界、民間有識者等が参加
社会保障改革に関する集中検討会議	H23. 2	一体改革の成案づくりのための集中検討 (政府・与党・経済界、労働界等の有識者で構成)
成案決定会合 (社会保障改革検討本部内)	H23. 6	社会保障・税一体改革成案を作成
国と地方の協議の場	H23. 6	

- ・ 国は、速やかに「国と地方の協議の場に関する法律 (平成23年5月2日公布)」に基づく分科会等を開催し、今後、社会保障と税の一体改革の具体的な制度設計等に向けた議論の中で、国と地方の実効ある対話を積み重ね、国と地方を通じて真に効果的な施策が進められることを期待

- 公立保育所における非正規職員割合は私立保育所に比較して高い状況
 —鳥取県内保育従事者の状況— (平成21年6月：鳥取県調べ)

区分	非正規職員保育士割合		
	非正規常勤	短時間	計
公立保育所	36.5%	26.7%	63.2%
私立保育所	20.2%	17.7%	37.9%

- 地域生活支援事業国庫補助金の交付決定状況(平成22年度：鳥取県)

区分	交付決定額	国庫所要額	差引き(交付割合)
県・市町村分合計	277,080千円	348,366千円	△71,286千円(79.5%)

- 市町村国保の財政状況(鳥取県：平成21年度)

単年度実質収支赤字	赤字団体	14/19市町村
	赤字合計	16億円

法定外一般会計繰入	繰入団体	7/19市町村
	繰入合計	1億3千万円

繰上充用	実施団体	2/19市町村※
	充用合計	2億7千万円

※鳥取市
米子市

- 介護保険料の負担状況等

- (1) 厚生年金・国民年金受給者1人あたり平均年金月額(平成21年度末)

全国平均	89,326円
東京都	93,881円
鳥取県	84,165円

- (2) 第一号被保険者一人あたりの介護保険料(H21～23：第4期計画)

全国平均	4,160円
鳥取県	4,513円

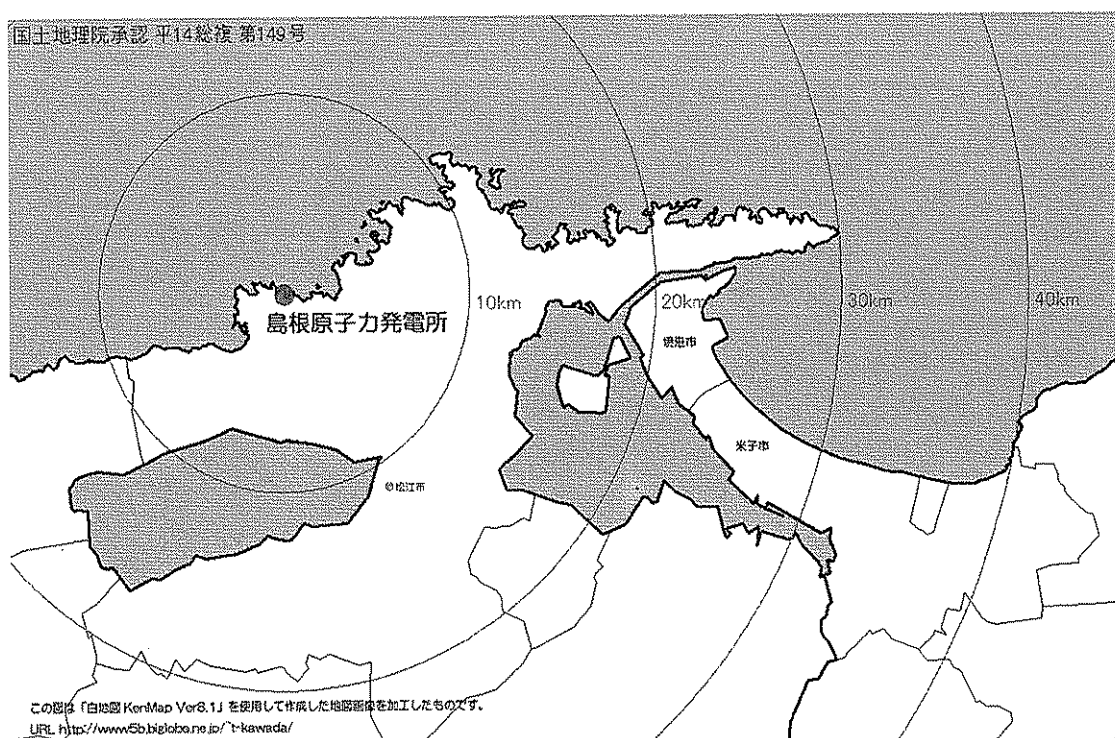
4 原子力発電所における安全対策の強化について

《提案・要望の内容》

- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 今回、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているEPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。
併せて、本県が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。
- 当該地域について、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。
- 緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。
- 中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17kmで、EPZ外



5 日本海西部海域における地形・活断層調査について

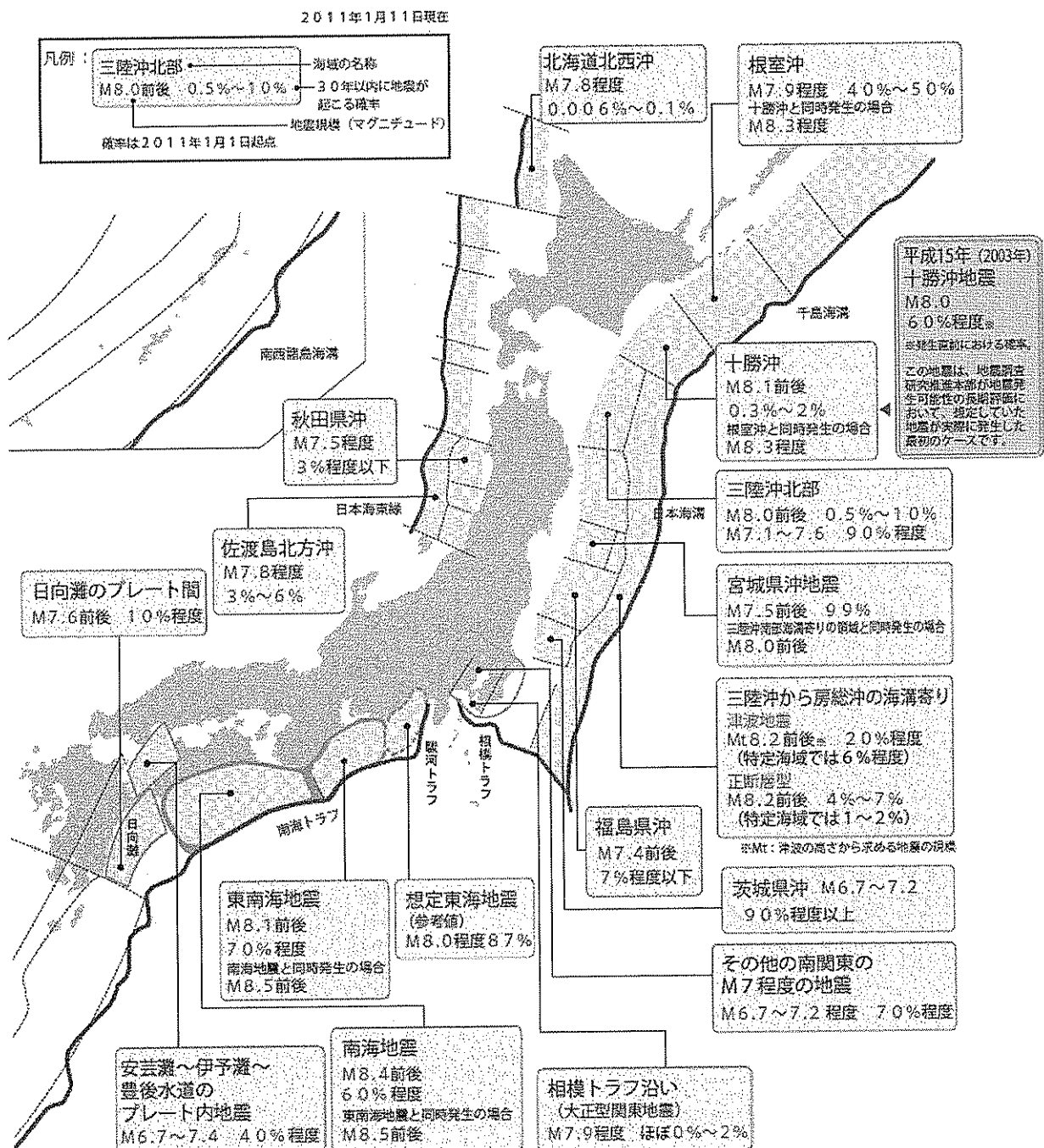
《提案・要望の内容》

○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海西部海域の地形・活断層については調査及び評価がなされていないため、早急にこの地域の地形・活断層調査を実施すること。

＜参考＞

地震調査研究推進本部が長期評価対象としている地震
（主な海溝型地震の評価結果）

出典：地震調査研究推進本部資料



6 東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した 確実な地方財政措置について

《提案・要望の内容》

○被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

※被災地以外の地域による被災者及び被災地域の支援に要する経費について、阪神・淡路大震災時の措置を踏まえ、特別交付税総額を増額する等、地方の一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。

※災害救助法の適用範囲の拡大をはじめ、既存の国庫補助の対象拡大や補助率引き上げ、必要に応じて新たな制度を創設するなど、所要経費の全額について、実質的に新たな地方負担が生じない仕組みを整えること。

○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。

※被災地域の復旧・復興について、被災地域以外も含めた確実な財政措置を講ずる一方、地方の厳しい財政状況や経済雇用情勢を踏まえた適切な需要の算定、交付税率の引上げ等を的確に行い、地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。

※「東日本大震災関連した国の震災復興財源を捻出するため」という理由に便乗して、地方の現状からかけ離れた理不尽な地方交付税総額の削減を行わないこと。

※財政運営戦略に盛り込まれたプライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わないこと。

※臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

<参考>

○東日本大震災に関連した支援の概要（鳥取県）

がんばろう 日本！ 鳥取発 リバイバルプラン

県外へ皆さまへの支援

フレンドシッププログラム ～鳥取県への避難をお考えの皆さまへ～

<p>住 住まいの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県営住宅等を提供します ●県内ホテル・旅館における受入を行います <p>活 避難後の生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難後の当面の生活費を支援します ●市町村と連携した生活支援を行います <p>雇 雇用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県・市町村の非常勤職員として雇用します ●被災地の農林漁業者の就業を支援します ●県内の民間企業が雇用と住宅の支援を行います ●県とハローワークが連携した就業支援を行います 	<p>行 教育の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護者を亡くした避難児童生徒に入学支援金を支給します ●児童生徒の転入学の相談窓口を設けています ●幼児児童生徒に緊急的な就学支援を行います <p>施 社会福祉施設・医療施設の利用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護や医療などが必要な方の受入を行います <p>継 事業継続・生産基地移転の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工場の生産活動の継続、生産基地の移転を支援します
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県内へ皆さまへの支援

リノベーションプログラム ～震災による影響を受けた県内の皆さまへ～

<p>中小企業 中小企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 《資金繰りを支援》 ●ニューマネー供給と返済負担軽減により資金繰りを応援します 《経営改善を支援》 ●特別相談窓口を設けます ●緊急支援チームが経営改善をお手伝いします 《雇用維持・キャリアアップを支援》 ●雇用調整のピンチを人材育成のチャンスへ 《取引マッチングを支援》 ●仕事量・売上高回復を強力バックアップ 《安心・安全の確保を支援》 ●海外向け工業製品の放射能検査を無料で実施します ●海外向け食品等の産地証明を県庁で実施します 	<p>観光 誘客促進の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 《国内観光(誘客促進)を支援》 ●県内への緊急誘客対策を促進します 《国際観光(国際交通インフラ利用)を支援》 ●米子鬼太郎空港のRimジンバス利用者支援します ●米子ソフール便利用のグループ旅行支援を拡充します <p>農林水産 農林水産業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 《木材搬出を支援》 ●森林から間伐材を搬出する経費の支援を拡充します 《水産物流通を支援》 ●県港から被災地への水産物チャーター便を運行します
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※本資料に掲載している施策は平成23年5月17日現在のものです。

7 公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて

《提案・要望の内容》

○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の平成23年度配分限度額（第1次と第2次の合計）は、要望額265億円（市町村分を含む。）に対して配分額186億円（70.2%）、対前年度割合で87.6%（全国91.7%）と大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。

○地域が真に必要とする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。

※地域自主戦略交付金について、次の事項に留意して抜本的な見直しを行うこと。

- ・地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」に改めること。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用除外とすること。
- ・密接に関連する社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金について、各団体の要望額及び配分額並びに各算定の考え方を明らかにし、各団体に疑念や不公平感を抱かせないように情報提供を図り、課題解決に向けた一助とすること。

○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。

<参考>

1 鳥取県における平成23年度各交付金の配分割合

(単位：千円)

交付金名	H23要望額(A)	H23配分額(B)	(B)/(A)
社会資本整備総合交付金 (うち市町村分)	18,305,656 (7,617,061)	12,491,823 (5,588,771)	68.2% (73.4%)
農山漁村地域整備交付金 (うち市町村分)	517,056 (0)	179,911 (0)	34.8% (-)
地域自主戦略交付金	7,707,912	5,952,710	77.2%
計	26,530,624	18,614,444	70.2%

2 鳥取県における平成23年度各交付金の対前年度割合

(単位：千円)

交付金名	H22当初配分額(A)	H23配分額(B)	(B)/(A)
社会資本整備総合交付金 (うち市町村分)	19,484,683 (6,065,220)	12,491,823 (5,588,771)	64.1% (92.1%)
農山漁村地域整備交付金 (うち市町村分)	1,775,492 (120,210)	179,911 (0)	34.8% (皆減)
地域自主戦略交付金	—	5,952,710	—
計	21,260,175	18,624,444	87.6%

※全国社会資本整備総合交付金の対前年度割合は、75.8%

※全国3交付金合計の対前年度割合は、91.7%

⇒ 鳥取県への交付金配分は極めて厳しい状況。

8 県内高速道路ネットワークの早期整備について

《提案・要望の内容》

○平成24年度供用予定箇所の確実な供用

『鳥取自動車道』の大原IC～西粟倉IC間について、公表された供用予定時期である平成24年度までに確実に供用させること。

○平成25年度供用予定箇所の確実な供用

以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。

「駟馳山バイパス」 _____ 『鳥取豊岡宮津自動車道』
「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」 _____ } 『山陰道』
「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」 _____ }

○「山陰道」の平成20年代の県内全線供用

本県の根幹をなす東西軸の『山陰道』について、平成20年代に県内区間を全線供用させること。

特に以下の箇所については、所要の埋蔵文化財調査を集中的、計画的に実施するため、既に調査員を大幅に増員して調査体制を構築済であることから、予定どおり調査が実施できるよう、重点的な予算配分を行うこと。

「鳥取西道路（鳥取空港IC～吉岡温泉IC）」 _____ } 『山陰道』
「鳥取西道路（Ⅱ期）」、「鳥取西道路（Ⅲ期）」 _____ }
また、「北条道路」についても早期に事業を再開すること。

○地域高規格道路の整備促進

第一次的高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るため、重点的な予算配分を行うこと。

「岩美道路」 _____ 『鳥取豊岡宮津自動車道』
「倉吉道路」、「倉吉関金道路」 _____ 『北条湯原道路』
「鍵掛峠道路」、「江府道路」 _____ 『江府三次道路』

○『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化

暫定2車線で供用中の『米子自動車道』及び「米子道路」の定時性・安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うこと。

＜参考＞

第一次的高速道路ネットワークは、産業や観光振興における競争力を確保し、地域経済の自立的発展を図るためだけでなく、大規模災害時や救急医療等における安全・安心を担保するためにも、地域にとって必要最低限のインフラである。

先の東日本大震災においても、第一次的高速道路ネットワークはいち早く復旧され、緊急輸送道路の幹線として被災地への物流を支えているが、本県においては依然として復旧以前の問題であるミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における県民生活を脅かしている。

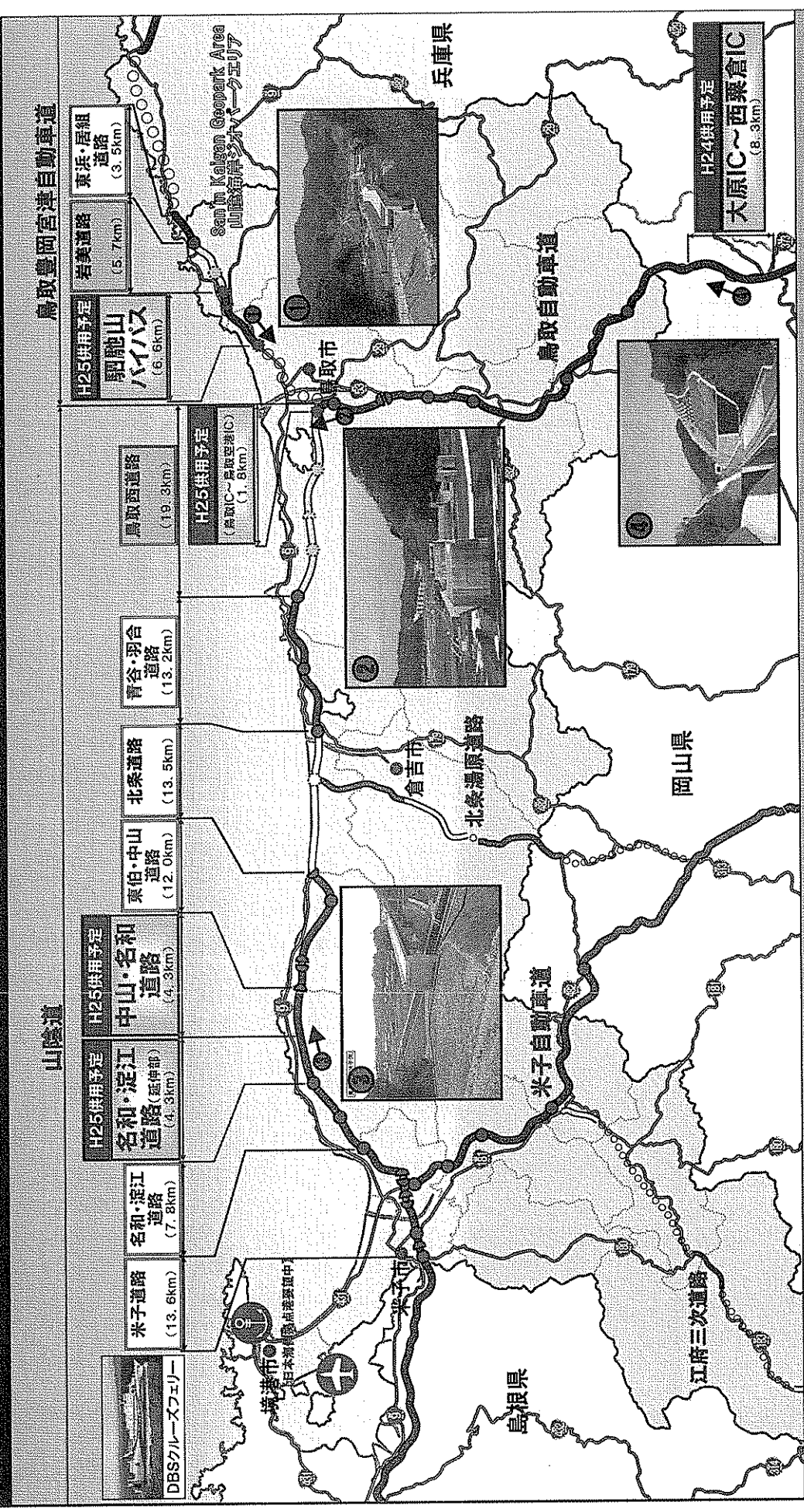
また、大規模災害時に周辺地域を含めた社会経済活動を維持するためには、被災していない高速道路が、被災した高速道路の迂回路として機能し得るダブルネットワークが必要であるが、本県をはじめとした日本海側高速道路ネットワークの整備の遅れによる物流の寸断は、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に影響を及ぼすおそれがある。

さらに本県は、日常の経済活動においてもミッシングリンクの存在により、県下全域で高速道路ネットワークの恩恵を享受できず、企業や観光客の誘致、地場製品の市場拡大等において依然として不利な状況であることは、地域経済を停滞させ、人口流出や高齢化等により地域の衰退を加速させる一因ともなっている。

については、1日も早い本県の第一次的高速道路ネットワークの連結を要望する。

要望 県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を!

H24・H25供用予定箇所の確実な供用



供用予定年度が公表され、これまでの悲願達成が目前となっている以下の箇所については、1日も早い県内高速道路ネットワークの連結のため、予定年度までに確実に供用させること

鳥取自動車道「大原IC～西栗倉IC」
 肥後山バイパス 鳥取西道路(鳥取IC～鳥取空港IC) 中山・名和道路 名和・淀江道路(延伸部)

要望 県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を! 北条道路の早期事業再開

東伯・中山道路
(平成23年2月27日供用)

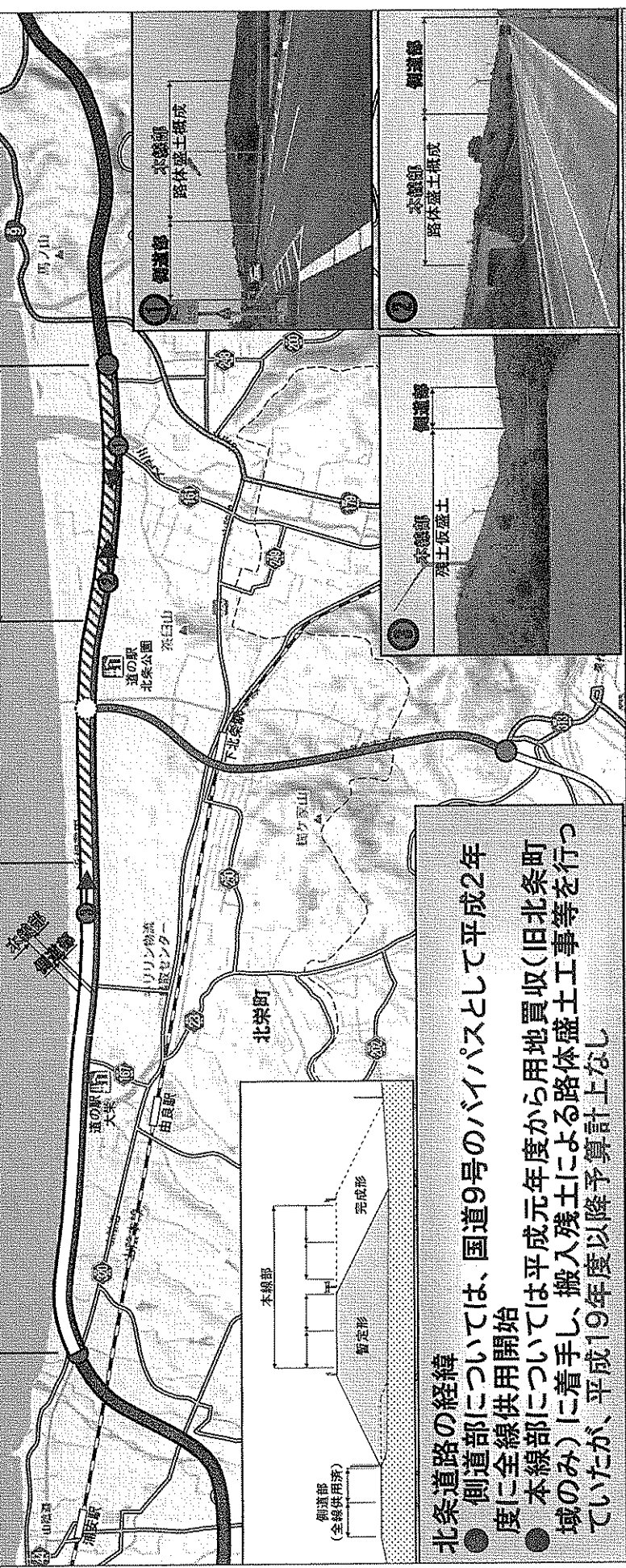
北条道路
(13.5km)

青谷・羽合道路
(平成15年3月21日供用)

側道供用済区間 L=13.5km (平成2年度側道供用開始)

用地買収済区間 L=7km
(平成元年度用地買収着手)

工事完成区間 L=4km

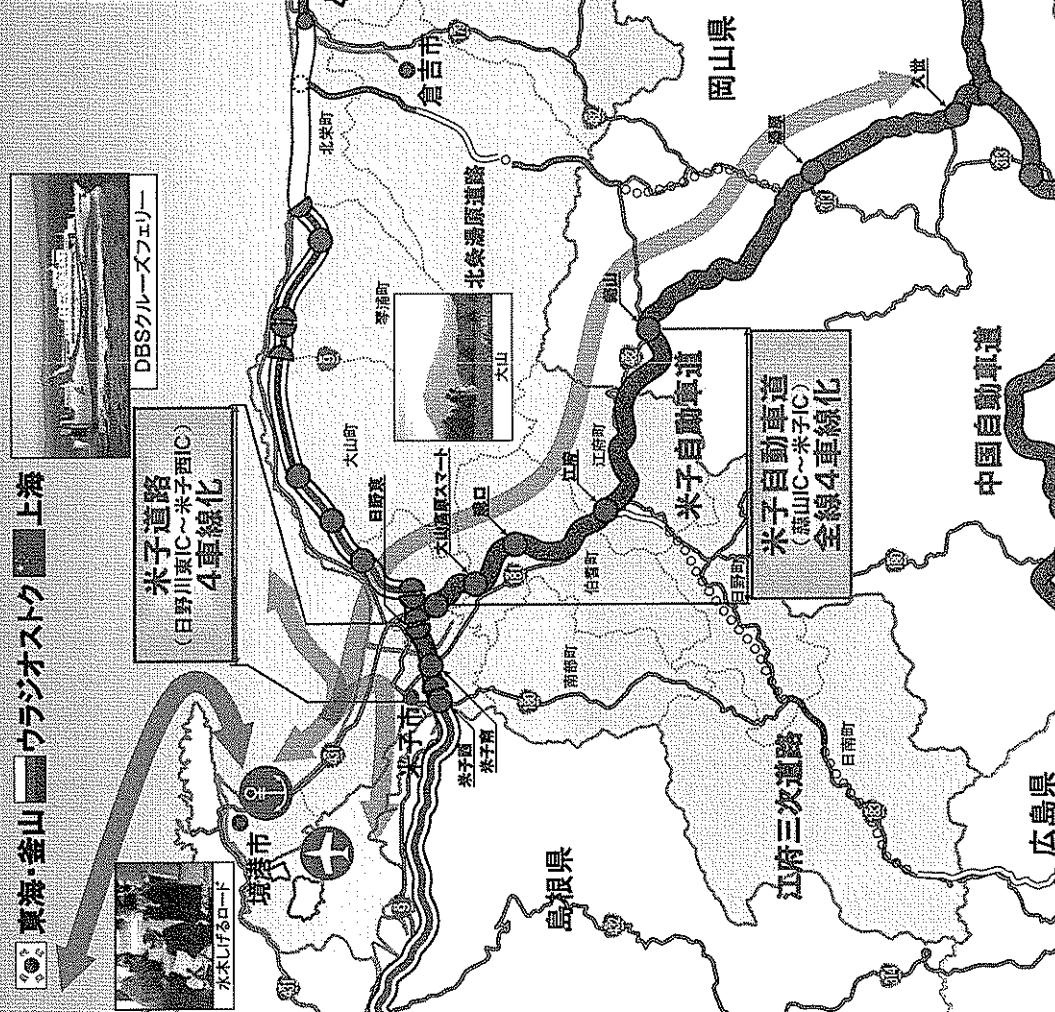


北条道路の経緯

- 側道部については、国道9号のバイパスとして平成2年度に全線供用開始
- 本線部については平成元年度から用地買収(旧北条町域のみ)に着手し、搬入残土による路体盛土工事等を行っていたが、平成19年度以降予算計上なし

平成25年度に中山・名和道路及び名和・淀江道路(延伸部)の供用が予定される中、県内高速道路ネットワークの1日も早い連結のためには、用地買収や工事に着手したまま事業が中断している北条道路を早期に事業再開すること。

要望 県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を! 米子自動車道及び米子道路の4車線化

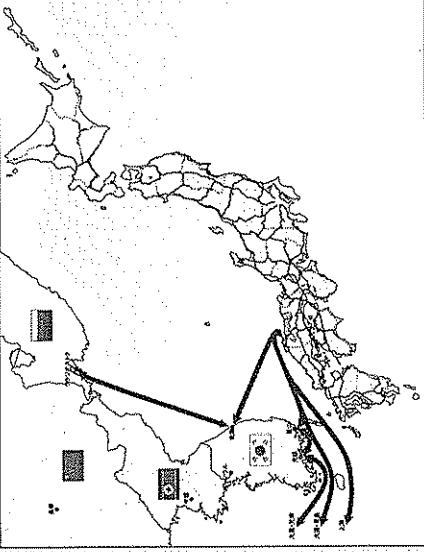


対面交通に起因する重大事故の防止



平成22年2月14日、米子自動車道(伯耆町金屋谷)で発生した正面衝突事故で、大学生3名が死亡。

北東アジアとの国際物流機能の強化



国際物流拠点である境港と関西・山陽方面との物流効率化による、北東アジアとの国際物流機能の強化

高速道路ネットワーク本来の定時性、安全性の確保により、対面交通に起因する重大事故を防ぐとともに、北東アジアとの国際物流機能を強化するため、米子自動車道(赤山IC~米子IC)及び米子道路(日野川東IC~米子西IC)の4車線化を行うこと。

9 「境港」の日本海側拠点港選定と整備促進並びに 「鳥取港」の整備促進について

《提案・要望の内容》

【重要港湾「境港」について】

- 「境港」を日本海側拠点港に選定すること。
- 「境港」における次の事業を直轄事業として重点的に整備すること。
 - ・中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔新規事業〕
目的：原木輸送船の大型化やリサイクル貨物増加に対応する岸壁の整備
 - ・竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔新規事業〕
目的：我が国唯一の環日本海定期貨客船や国際クルーズ客船に対応し、かつ国内物流ネットワークの拠点として機能する岸壁の整備
 - ・外港地区防波堤整備事業〔継続事業〕

【重要港湾「鳥取港」について】

- 「鳥取港」における次の事業を整備促進すること。
 - ・防波堤（第1）及び防波堤（第2・第3）〔継続事業〕

<参考>

【「境港」について】

○日本海側港湾全体の国際競争力を強化し、ひいては、日本海側地域の経済発展に貢献するため、重要港湾「境港」における次の機能について、日本海側拠点港に選定いただきたい。

①国際海上コンテナの拠点

コンテナ貨物の伸び率は日本海側3位。近畿、中国、四国の主要都市と高速道路で直結。
→ダイレクト航路の拡充等による輸送コスト削減・利便性の向上を行い、山陰地方を中心とした対岸諸国発着貨物を集約する「国際海上コンテナの拠点港」を目指す。

②国際フェリー・国際RORO船の拠点

日・韓・露を結ぶ我が国唯一の国際定期貨客船が安定就航（GTI〔大図們江イニシアチブ〕の運輸プロジェクトに選定）。
→国際定期貨客船航路を活用した、ウラジオストクを経由する中国東北部への物流ルートとともに、シベリア鉄道との複合一貫輸送を確立する「国際フェリー・国際RORO船の拠点港」を目指す。

③外航クルーズ（定点クルーズ・背後観光地クルーズ）の拠点

対岸諸国の人々を惹きつける魅力ある観光地が多数存在。アジアクルーズターミナル組合（ACTA）に加盟予定。
→国際クルーズ船の定期的な寄港により背後観光地へ経済効果をもたらすと同時に、観光立国の実現にも寄与する「外航クルーズの拠点港」を目指す。

④原木の拠点

原木輸入は日本海側1位（全国3位）。地域の合板生産量は国内シェアの約15%を占める。
→背後企業の安定的な事業展開を支えるとともに、他地域の合板生産拠点の代替機能の役割を果たす「原木の拠点港」を目指す。

⑤リサイクル貨物（その他の貨物）の拠点

韓国において高まるリサイクル燃料の需要等に対応（今年度はトライアル輸送を実施）。
→対岸も含めた環日本海における循環型社会の構築に貢献する、国内・外の「リサイクル貨物の拠点港」を目指す。

○しかし、「境港」では大型船の増加に伴う岸壁不足が顕在化し、喫水調整や沖待ち、荷捌き地不足による二次運搬が発生するなど非効率的な利用を強いられており、リサイクル貨物の取り扱いが制限されるなどの影響も発生している。さらに、震災の影響により仮設住宅の建設等に多くの合板需要が見込まれるところ。このため、国際物流ターミナルの整備が極めて重要となっている。

国際定期貨客船も暫定的に貨物埠頭に臨時旅客ターミナルを設置しての運行となっており、国内物流ネットワークの拠点としても機能する複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナルの整備が強く求められている。

「境港」が、北東アジアゲートウェイとしての機能をより充実し、さらに日本海側拠点港としての役割を果たすためには、これらの事業の早期整備が必要不可欠。

【「鳥取港」について】

○一方、「鳥取港」においては、千代川河口からの水流と日本海の波浪・潮流などにより、港口付近で複雑な波が発生しており中小船舶の航行の妨げになっている。

このため、西側からの入出港を可能とする西浜航路の開設が急務となっている。

「境港」を日本海側拠点港に!

日本海側拠点港に求められる役割

- 日本海側地域の経済発展に貢献
 - I. 物流コスト削減による国際競争力強化
 - II. 観光立国の実現
 - III. 循環型社会の構築
- 災害時のリダンダンシーの形成

対岸諸国の経済発展等の取り込み

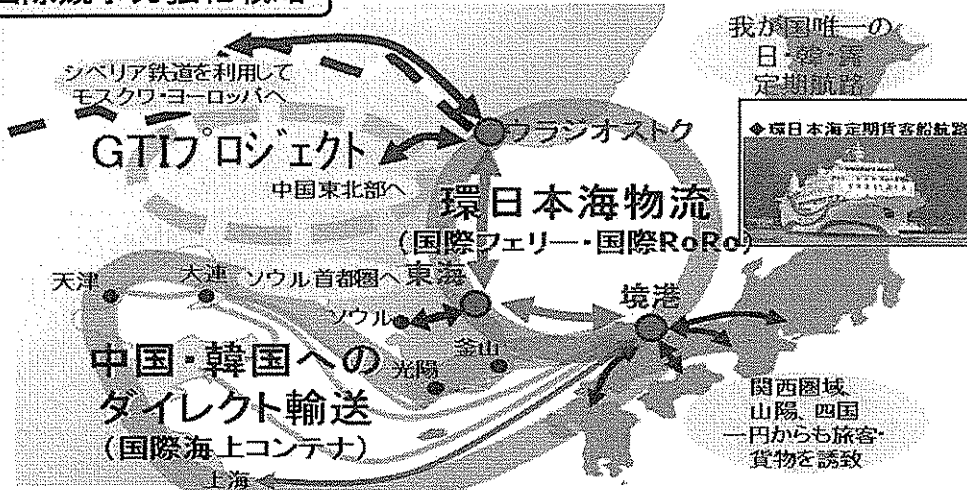
日本海側拠点港「境港」の役割

- (1) 国際海上コンテナ輸送の拠点
 - ・中国・韓国へのダイレクト輸送促進による、背後の生産地・消費地からの輸送コスト縮減
 - (2) 国際フェリー・国際RORO船の拠点
 - ・対岸への近接性を活かした環日本海物流ルートの維持・拡大による対岸諸国の活力の取込み
 - (3) 外航クルーズの拠点
 - ・東アジア定点クルーズの誘致による観光立国の実現
 - (4) 原木の拠点
 - ・輸送船舶の大型化に対応
 - ・西日本の木材需要への安定供給
 - (5) リサイクル貨物(その他の貨物)の拠点
 - ・環日本海静脈物流の形成
- ※災害時のリダンダンシーの形成
- ・整備された陸海空の結節点として災害に強い物流ネットワークを構築
 - ・地震・津波に対する安全性が高い港湾

・地域経済活性化
・雇用創出

・物流コストの削減
・ビジネスチャンスの拡大
・企業立地・設備投資の促進

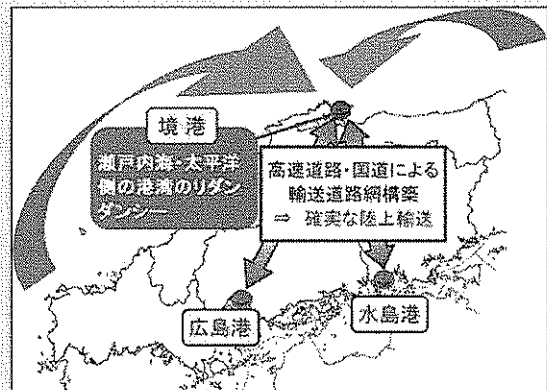
物流の国際競争力強化戦略



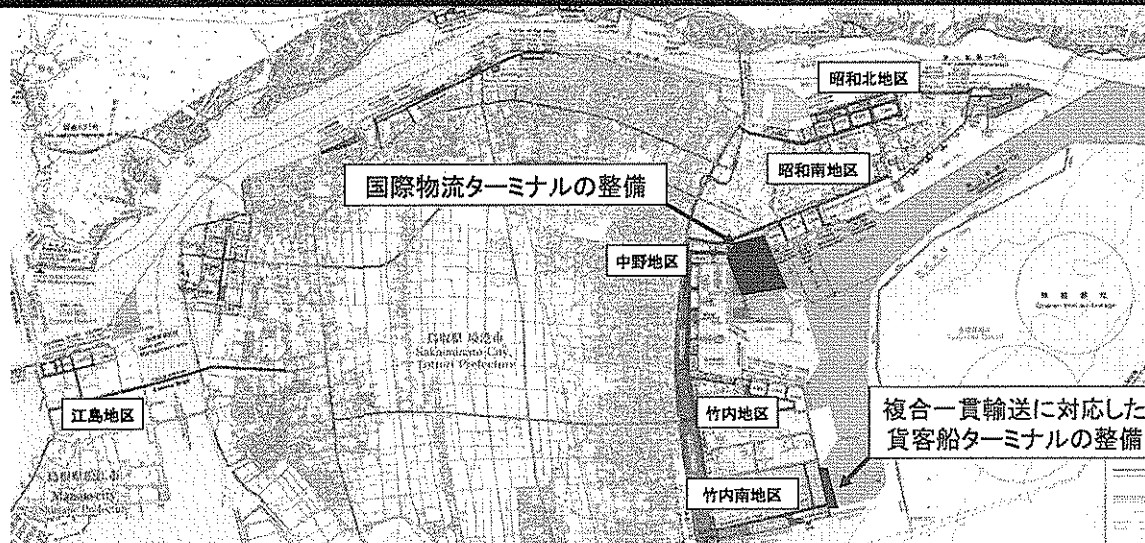
「境港」の果たすリダンダンシー

境港沖にプレート境界が存在しない可能性が高い

日本付近のプレート境界



境港の発展に対応するターミナルの 新規採択を!!



中野地区国際物流ターミナル（直轄事業）

原木輸送船の大型化やリサイクル貨物の増加に対応する「国際物流ターミナル」の整備



竹内南地区複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル（直轄事業）

我国唯一の環日本海定期貨客船や国際クルーズ客船に対応し、かつ国内物流ネットワークの拠点として機能する「複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル」の整備

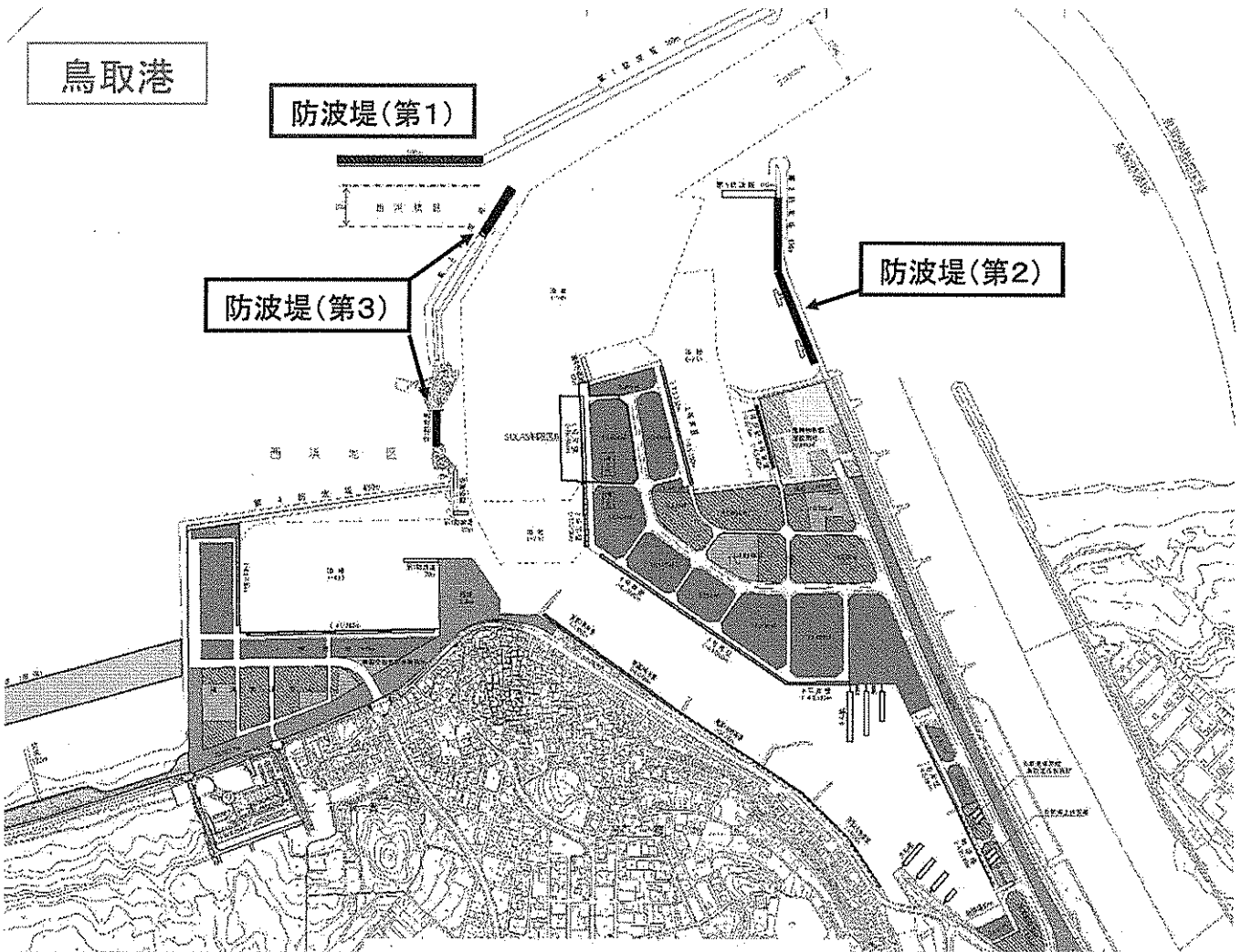


鳥取港

防波堤(第1)

防波堤(第3)

防波堤(第2)



鳥取港事業概要

凡例

直轄事業

補助事業

